

会社法・商法編

【1】全国模試出題の意図について

会社法・商法分野においては、ご存知の通り、大きなくくりではあるが、近年の本試験ではある程度出題される分野が決まっている。「株式会社の設立」から1問、「株式」から1問程度、「機関」から1問～2問、「持分会社」から1問、「組織変更・組織再編」から1問、「商法」から1問といった具合である。また、“横断的な問題”や“比較の問題”も出題される。

以上のことを踏まえ、全国模試では、2つの視点より出題をしている。①まず、上記の必ず出題されると予想される分野からの出題を心掛けている。これは「本試験の予想問題」という視点からである。②次に、“横断的な問題”や“比較の問題”を多く出題することも特に心掛けている。これは、本試験でも問われるということはもちろんのこと、本試験に向けて横断的に知識を整理しておいていただきたいといういわば「直前の知識の整理」という視点からである。

さらに、以下でも述べるが、会社法・商法の分野では特に条文の理解が重要であるため、条文をしっかりと学習しているかを試す問題を多く出題している。

【2】正答率から見た苦手論点

論点・テーマ	参考データ			
	項目	出題回	基準点を超えた方の正答率	全体の正答率
1 組織再編行為		2017 公開第3回		
		2017 実力チェック模試		
		2017 公開第2回		
		2016 公開第2回		
		2015 公開第3回		
		2017 公開第1回		
		2016 公開第3回		
2 商法		2016 公開第1回		
		2016 公開第2回		
		2017 実力チェック模試		
3 持分会社		2017 実力チェック模試		
		2016 公開第2回		

※苦手論点の傾向を見るため、当レジメには掲載していない問題も表内に載せております。

【3】具体的検討

(1) テーマ：組織再編行為

- 組織変更、組織再編については、平成18年以降の本試験（会社法施行後）において、毎年必ず問われている。20年、22年、25年は単独での出題はなかったが、20年は反対株主の買

※サンプルにつき、ポイント部分は黒塗りしています。黒塗り部分は、実際の特典動画視聴時の資料にてご確認ください！

取請求の問題で、22年は新株予約権買取請求の問題で、25年は債権者異議手続の問題で、肢レベルだが出題がされている。

- ・ 昨年の平成29年本試験では、組織変更が出題されたため、今年の平成30年本試験では組織再編行為が出題される可能性が非常に高いと考える。
- ・ 上記のように模試の組織再編行為の出題における正答率を見ると、基準点に達した方の■■■■以上が正解しているにもかかわらず、全体の正答率は■■■■に届いていない。このように、顕著に正答率に差が生じており、このことから、受験生の苦手な論点であるということがひと目で分かる。

一方、網掛けをした部分に注目していただくと、「2015年合格目標 全国公開模試第3回■■■■」と「2016年合格目標 全国公開模試第3回■■■■」は、全体の正答率も他のものと比べて高くなっている点に気づくと思う。その差は何か。ここから、「**一般的な受験生であれば正解できる知識**」がどのレベルかが分かり、「**基準点突破者との差が生じる知識**」のラインが見えてくる。それぞれ具体的に見ていく。

◆ [一般的な受験生であれば正解できる知識]

第34問 株式会社の新設型組織再編行為に関する次のアからオまでの記述のうち、**新設合併には当てはまらないが、新設分割又は株式移転には当てはまるもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2016年合格目標 全国模試第3回)

- ア 新設型組織再編行為により設立する会社を持分会社とすることができる。
- イ 新設型組織再編行為に係る契約又は計画につき、総株主の同意による承認を受けなければならない場合がある。

第33問 株式会社間の吸収型組織再編行為に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。(2015年合格目標 全国公開模試第3回)

- ア 吸収合併消滅株式会社の債権者は、吸収合併について異議を述べることはできない場合はないが、吸収合併存続株式会社の債権者は、吸収合併について異議を述べることはできない場合がある。
- オ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行している場合において、吸収合併存続株式会社は、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株式会社の株式を交付することはできない。

第34問は■■■■。

第33問は■■■■。

全体の正答率が高かった、「2015年合格目標 全国公開模試第3回■■■■」と「2016年合格目標 全国公開模試第3回■■■■」は、上記の肢の判断がつけば正解できる問題であった。このことからすると、組織再編行為に関する以下の知識については、■■■■以上の受験生が押さえているといえる。逆をいうと押さえていないと話にならない(■■■■はこれすら押さえていない)。

※サンプルにつき、ポイント部分は黒塗りしています。黒塗り部分は、実際の特典動画視聴時の資料にてご確認ください！